

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・グループ子会社の社長及び当社担当部長を招集した合同経営会議を毎月行い、経営課題の共有化と適切な対応を図っております。
- ・監査役4名のうち3名を社外監査役とし、定期的に監査役会を開催し、監査役間での情報共有、意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は合同経営会議など重要な会議に出席し、経営に関する監視の強化に努めております。
- ・「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を定めております。
- ・内部監査部門として内部監査室1名を設置し、業務活動の妥当性を検閲・分析し、法令及び社内規則に基づいて適正適法に行われているか、計画的に監査しております。
- ・社内規定は、経営・総務・人事・経理はもちろんのこと広範な事項に亘って整備しており、その内の「業務管理規定」には遊園地・ゴルフ場の安全管理・災害防止・事故発生時の措置方法・救急体制・連絡系統に関する規則、ゴルフ場の農業安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則などを定め業務の普遍化を図っております。
- ・当社グループ全体の施設に対する維持及び管理を、専門性を以て総合的に統轄していくことで、迅速かつ効率性を高め、一層の「安全・安心」に向けた対応を図るため、施設部を設置しております。
- ・会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。
- ・弁護士は弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスをを受けております。
- ・「個人情報の保護に関する法律」に基づくプライバシーポリシーを作成し、社内の啓蒙に努めるとともに当社ホームページに掲載しております。
- ・企業情報の開示につきましては、適時開示に係る社内体制により証券取引所の適時開示規則に基づく開示のほか、当社ホームページにおける各種企業情報の公開を積極的に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西部瓦斯株式会社	1,500,000	14.49
西部ガス興商株式会社	501,200	4.84
株式会社肥後銀行	500,000	4.83
株式会社三井住友銀行	487,600	4.71
日本コークス工業株式会社	471,500	4.55
西日本メンテナンス株式会社	323,000	3.12
株式会社西日本シティ銀行	260,000	2.51
大牟田瓦斯株式会社	256,000	2.47
サノヤス・ライド株式会社	250,000	2.41
九州ガス圧送株式会社	250,000	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 第二部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
酒見俊夫	他の会社の出身者		○	○	○	○				○	
江口正明	他の会社の出身者			○	○	○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
酒見俊夫		当社のその他の関係会社である西部瓦斯株式会社取締役常務執行役員情報通信部、事業推進部、経理部担当(現任)	選任理由としましては、当社と西部瓦斯株式会社との今後に向けて相互の協力を図るとともに、経営の客観性や中立性を図るためであります。なお、西部瓦斯株式会社は大株主企業であります。同取締役は主に企業経営者として、監督機関に同時に求められる実効性や専門性等の要素を有しており、同取締役の独立性は確保されているものと考えます。
江口正明		当社の主要取引銀行である株式会社肥後銀行取締役専務執行役員(現任)	選任理由としましては、金融に対する専門的な知識を当社の経営に活かしていただくため、また、経営の客観性や中立性を図るためであります。なお、株式会社肥後銀行は大株主企業であり、貸付取引がありますが、同取締役は主に金融機関経営者として、監督機関に同時に求められる実効性や専門性等の要素を有しており、同取締役の独立性は確保されているものと考えます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとしています。また、監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることとしています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
永利新一	公認会計士				○	○				○
中尾哲郎	弁護士									○
水本忠敬	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
永利新一	○	公認会計士(現任) ・独立役員	選任理由として、同監査役は、公認会計士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。 [独立役員の確保の状況] 同監査役は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役でありますので、当社の独立役員として指定しております。よって、同監査役の独立性は十分に確保されているものと考えます。
中尾哲郎	○	弁護士(現任) ・独立役員	選任理由として、同監査役は、弁護士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。 [独立役員の確保の状況] 同監査役は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役でありますので、当社の独立役員として指定しております。よって、同監査役の独立性は十分に確保されているものと考えます。
水本忠敬		税理士(現任)	選任理由として、同監査役は、税理士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて開示した、当事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役(うち社外取締役)支給人員 9名(1)支給額 58,116千円(1,200)
監査役(うち社外監査役)支給人員 5名(3)支給額 10,275千円(3,300)
計 支給人員 14名(4) 支給額 68,391千円(4,500)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役とも専任の補佐担当者は置いておりませんが、社外取締役については、その要請に応じ総務部員が対応し、社外監査役については監査役会を通じ、内部監査室員が対応することといたします。
また、情報伝達体制として、必要に応じ総務部より伝達することとしております。なお、取締役会資料については事前配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由
当社の主な機関は、原則毎月開催する「取締役会」、グループ子会社社長及び当社担当部長を招集し毎月開催する「合同経営会議」であり、職務の執行にあたっては「組織規則・業務分掌規則・職務権限規則」において、それぞれの責任・執行手続きを詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。内部監査室は、業務活動の妥当性・検閲分析を計画的に行っております。
また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は合同経営会議など重要な会議に出席しており、経営に対する監督機能を有する体制を確保しています。以上の概要及び理由により、現状の体制を採用しております。
- ・監査役機能強化に向けた取組状況
本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載のとおりであります。
- ・会計監査人の状況
会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び会計監査を受けています。
会計監査の状況は以下の通りです。
(1)業務を執行する公認会計士の氏名等
指定有限責任社員業務執行社員 佐藤宏文
指定有限責任社員業務執行社員 金子一昭
※両名とも、継続監査年数は7年以下であります。
(2)所属する監査法人名
新日本有限責任監査法人
(3)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8名 その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会当日を、遊園地ご家族無料入園及びチャレンジパス(各遊具に1回ずつ利用いただけるチケット)1名分を進呈する株主感謝デーとし、個人株主様の出席を促しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。また、公告方法を電子公告にしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	一般顧客を対象とする事業活動をおこなっており、株主様や取引先、地域活性化に向けた事業として、行政・周辺住民の方々他、すべてのステークホルダーが顧客であるとの認識に立ち、その皆様に、サービスの満足度を高めることで感動の提供を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適法性・効率性の確保並びに危機の管理体制を構築するため、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めます。

なお、今後とも社会情勢等環境の変化に応じ、その改善・充実に努め、一層適切な内部統制システムの構築に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行います。
 - (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務の執行についてその適法性に関する監督機能を確保します。
 - (3) 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
 - (4) 弁護士及び税理士とそれぞれ顧問契約を締結し、必要に応じ適法性を確認します。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。
- また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかる記録や、各取締役が職務権限規則に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規定に基づき適正に保存および管理します。
 - (2) 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、本社において速やかに閲覧が可能となる場所に保管します。
3. 損失の危機に関する規程その他の体制
 - (1) 各部署の長は、コンプライアンス、労働環境、災害、サービス対応、事故及び情報セキュリティ等内在するリスクを把握、分析し、危機の管理を監督します。
 - (2) 業務管理規則における、遊園地・ゴルフ場の安全確保・災害防止規則、ゴルフ場の農業安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則に則り、業務の普遍化を確保します。
 - (3) 重大な事態が発生した場合、即座に対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行います。
 - (2) 毎月開催する経営会議において、各事業部門、子会社の月次業績のレビューと効率化に向けた改善策を審議します。
 - (3) 取締役の職務の執行については、組織規則、業務分掌規則、職務権限規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規則に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行います。
 - (2) 子会社の監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監査します。
 - (3) 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の社長に報告します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとします。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けない体制とします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めます。
 - (2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。

また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要につきましては、別紙「会社情報の適時開示に係る社内体制概要図」(模式図)をご参照ください。

会社情報の適時開示に係る社内体制概要図

